

山正ニュース

2017年7月号 (通巻98号)

< 山正 ネットワーク >

・本 社	☎ <058>271-4468	岐阜県岐阜市市橋4-5-15
・岐阜営業所	☎ <058>271-4466	(本社内)
・可児営業所	☎ <0574>62-5228	岐阜県可児市川合345-1
・富山営業所	☎ <0766>55-3882	富山県射水市大江207-1
・飛騨営業所	☎ <0577>72-4866	岐阜県高山市国府町村山857-2
・山正HPアドレス	http://www.yamasyou.com/	

§ 1 コメについて考える⑰

～種子法廃止法が国会で成立、 種子の安定生産への懸念が現実のものに！～

主要農作物種子法（種子法）の廃止法が4月14日に成立しました。3月8日に審議入りしてからわずか1カ月余りの審議でスピード成立したのですが、本ニュース通巻96号（5月号）すでに紹介したように、農家が安定して種子を利用できる基盤となる種子生産や新品種開発システムが維持されるのかという不安の声が農業関係者の間から聞こえてくるようになりました。そこで今月号では改めて種子法の廃止がもたらす影響と、今後の課題について考えてみたいと思います。

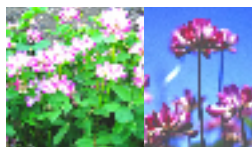
種子法は1952年に制定され、都道府県に優良な品種を「奨励品種」に指定し、その種子を生産普及することを義務付けるとともに、都道府県による新品種開発を支える重要な役割を果たしてきましたが、政府はこの種子法が民間企業の種子開発参入を阻んでいるとの理由で廃止法案を今国会に提出し、成立させたものです。種子開発への民間の参入が阻害されている根拠の一例として民間で開発された品種が一件も奨励品種に採用されていないことを挙げ、都道府県と民間の競争条件が同じでないことによるものであるとし、種子法の廃止によってこの障壁を撤廃して、自由な競争を促すことを目指すとしています。

上記のような例を根拠に大きな議論もされずにすんなりと成立した種子法の廃止法ですが、ここへきて農業関係者の間から廃止の影響を懸念する声が聞こえてくるようになりました。その中でも一番大きなものは、根拠法令を失うこととなるコメ等主要農作物の奨励品種決定事業と新品種開発への予算措置への影響です。法案成立後にこのような声が上がること自体遅きに失する感が強いのですが、農水省が農政局単位で開催している説明会では、このような懸念に対し都道府県には交付税措置がなされているので、民間の参入後も都道府県による種子生産や新品種開発の継続が期待できるとの説明がなされているようです。

しかし、交付税はいわゆる「色の着いていない（使い道に縛りが無い）税」として一括交付されるものであることから、都道府県の政策課題の重要度に応じて割り振られる色彩が強く、コメの種子生産や新品種開発に従来通りの予算措置がなされる保証はありません。言い換えればコメの種子生産や品種開発を不安定な予算の中で行わざるを得ないということにもなります。また、種子法の廃止はこれまで都道府県によって蓄積されてきた遺伝資源や育種ノウハウの維持という面でも不安定度を増すことにほかなりません。

このようななか、注目される動きも見られています。その一つが中国地方知事会で優良種子の安定供給のため、国に対し都道府県の役割・位置付の明確化と予算確保を求める共同アピールが採択されたことです（日本農業新聞平成29年6月6日）。アピールでは、都道府県が関与した優良種子の安定供給が重要であると指摘、都道府県の予算を十分に確保することや種子生産などの基準を適切に定めて運用することを求めています。

ここへきて初めてこのような動きが出てきたのは、種子法がこれまでに果たしてきた役割がいかに大きいものがあったかを如実に物語っているものであり、今後は農家が安定して地域に適した種子が利用できるよう、また、地域ブランドの新品種開発をサポートできるような国主導での政策展開を望みたいものです。



株式会社山正は、農薬・肥料・園芸ハウス・農業資材等の販売や、それに伴う農地・緑地・街路樹等のメンテナンス業務を通じ、地域農業や地域の環境緑地化への貢献を目指しています。

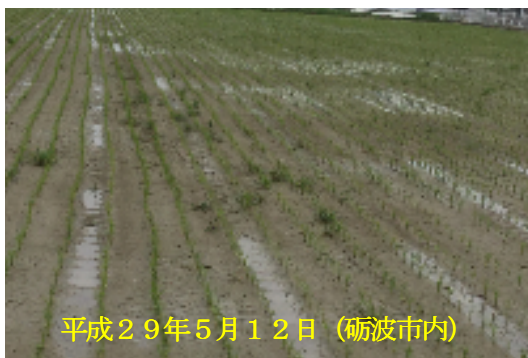


§ 2 似て非なる雑草二種

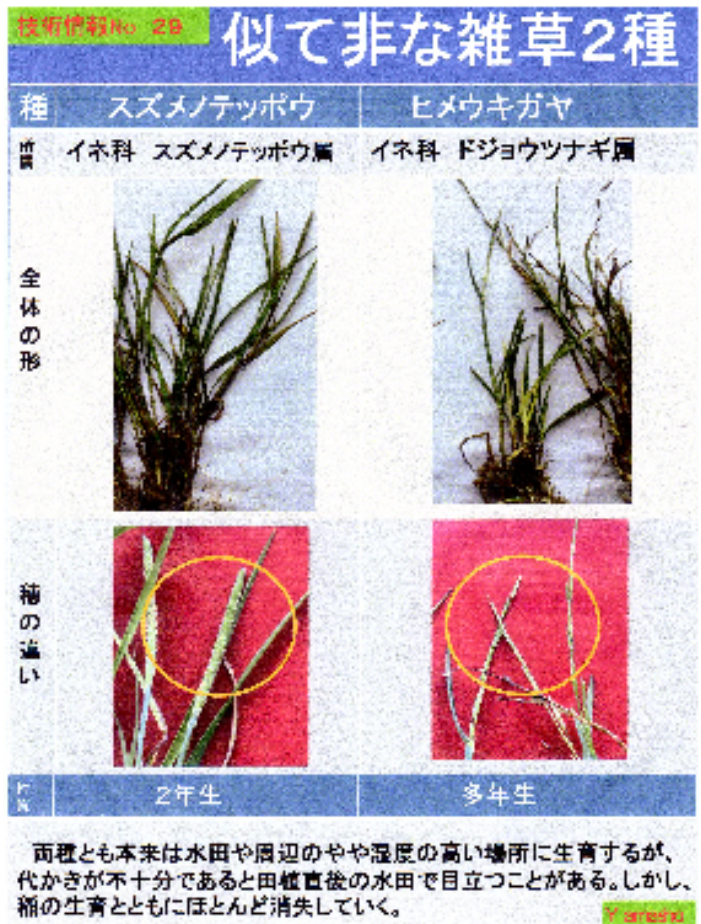
～田植え後の生育初期に目立った、
「スズメノテッポウ」と「ヒメウキガヤ」について～

今年の5月上旬に富山県内の水田の一部で、田植後1週間程度経過した生育初期の水稻の条間や株間に雑草が大きな塊となって生育している状況が認められました。このような状況は従来も認められることがあり、そのほとんどがスズメノテッポウやスズメノカタビラなどの2年生雑草で、徐々に枯れていくことから大きな問題になることはありませんでしたが、今年初めて多年生の「ヒメウキガヤ」が発生することが明らかになりましたのでその概要を紹介します。

下図に示したのが田植後1週間程度経過した水田の条間に認められた雑草の大きな塊です。このような塊となって生育しているものの中に、右の図に示したように、全体の形はスズメノテッポウ



ウに類似しているが穂の形が明らかに異なるものが発生しているのが認められました。専門の機関（富山県中央植物園）で調査して頂いたところイネ科ドジョウツナギ属「ヒメウキガヤ」ということでした。ヒメウキガヤは湿地帯に生育する多年草で、これまでは急激に増えるようなことがなかったので正確な種の同定がなされてこなかったようです。スズメノテッポウやスズメノカタビラと同様、しばらくすると枯れて問題となることはなくなるとは思われますが、多年生雑草であることから、今後の発生動向に注意を払っ



ていく必要があるものと思われま

新入社員紹介コーナー

氏名 奥村 孝則
所属 可児営業所
入社 平成29年1月



《抱負・決意》

私は平成29年1月16日に入社し、6か月間諸先輩方に同行して可児営業所で取り扱いしている商品の知識と営業について勉強してきました。

6か月の試用期間を経て7月より正社員となることができました。今はまだ商品知識に乏しく、農家様の質問などにもすぐにお応えすることができず先輩方に頼るざるを得ないことが多い毎日ですが、農家に生まれて小さい時から農作物を見て育ちましたので、農業に関する仕事に生きがいを感じています。

今後は一日でも早く商品知識など、営業職として必要なことを身に付け皆様のお役に立つことができるよう努力していきたいと思っています。

- § 1 コメについて考える⑩
～種子法廃止法が国会で成立、種子の安定生産への懸念が現実のものに！～（名畑技術顧問）・・・1ページ
- § 2 似て非なる雑草二種
～田植え後の生育初期に目立った、
「スズメノテッポウ」と「ヒメウキガヤ」について！～（名畑技術顧問）・・・2ページ
- 囲み記事 新入社員紹介コーナー（業務部）・・・2ページ